

ご存知ですか？児童扶養手当・特別児童扶養手当

### 児童扶養手当とは

離婚・死亡などの理由により、母子または父子家庭となつた世帯などに對して、生活の安定と自立を促すために支給されるものです。

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中程度以上の障がいの状態にある場合は20歳未満）を育てるいる父母亲、あるいは父母に代わり養育している人が受け取れます。

### 特別児童扶養手当とは

知的障がいまたは身体障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

※両手当とも、受給資格者などの所得により、支給が制限されます。

すでに手当を受給している人は現況届を！

前年の所得の状況、養育の状況などを記載し、

引き続き受給する要件があるかどうかを確認するため、毎年8月に現況届（特別児童扶養手当の場合は所得状況届）を提出してください。この届け出がないと受給資格がなくなることがありますので、注意してください。

※児童扶養手当受給開始より5年以上経過した人は、別に書類が必要です。

その他の届け出について

住所、氏名、世帯構成、金融機関などに変更があつたときは必ずご連絡ください。

### □問い合わせ

福祉課  
内線233

## 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

横浜地方法務局及び神奈川県人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るために、次のとおり強

化週間を実施します。  
◇目的  
学校における「いじめ」や、家庭内における児童虐待等の事案は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るために人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

毎年「敬老の日」にちなみ、結婚50年（金婚式）を迎えたご夫婦に記念品をお贈りしています。

### ◇対象者

令和4年9月15日現在、

1年以上真鶴町にお住まいで、住民登録されている、昭和46年9月16日から昭和47年9月15日の間にご結婚されたご夫婦。

業務日は、町が指定する月末月始の4日間です。（その月の曜日配置により前後する場合あります）

検針委託料の単価は、70円または80円／件です。（担当する地区により異なります）

◇実施期間  
8月26日(金)から9月1日(木)までの7日間  
◇受付時間  
午前8時30分から午後7時まで  
※土・日曜日は、午前10時から午後5時まで

### ◇申し込み方法

8月25日(木)までに（土・日を除く）、

申込用紙に必要事項を記入し、役場健康長寿課へ申し込んでください。

申込用紙は、健康長寿課窓口にあります。

### ◇問い合わせ

まちづくり課  
内線347・348

## 金婚式記念品を贈呈します

## 水道メータ－検針員募集

検針電卓（ハンディターミナル）を使用した検針業務です。町内を原動機付自転車及び徒步にて検針しますので、体力に自信のある方を募集します。

詳しく述べてください。

詳しくは、お問い合わせください。

検針委託料の単価は、70円または80円／件です。（担当する地区により異なります）

### ◇委託料

業務日は、町が指定する月末月始の4日間です。（その月の曜日配置により前後する場合あります）

申込用紙の単価は、70円または80円／件です。（担当する地区により異なります）

### ◇その他

詳しく述べてください。

### ◇問い合わせ

まちづくり課  
内線347・348